保護者 様

「新型インフルエンザ(A/H1N1)」は平成 23 年 4 月 1 日より季節性インフルエンザ へ移行し、「インフルエンザ」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。従来、解熱後2日を経過するまでを出席停止期間とされていましたが、近年は薬の効果により治癒する前に熱が下がるケースが多く、平成23年12月、上伊那医師会より「発症(発熱)の翌日より5日を経過する日までを出席停止とする」見解が出されました。本校でもこの見解に沿って、出席停止の措置をとりたいと思います。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。 この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、**医療機関に記入してもらうも のではありません。しかしながら、5日を経過しても熱が下がらなかった場合は、再度主** 治医に指示を求めてください。

治癒報告書

伊那北高等学校長	様				
			年	組	番
		生徒氏名			

上記の者の下記疾患は、発熱の翌日から数えて5日間が経過しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ			
発症日(発熱の症状が出た日) = A		年	月	日
受診した医療機関名				
医療機関受診日		年	月	日
発症の翌日から5日経過した日=A+5日		年	月	日
	(この日まで休む)			

	年	月	日
保護者氏名			印